

事務連絡
平成30年10月3日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大に関するQ&Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
身体障害者及び知的障害者に係る航空旅客運賃の割引について、一部の航空運送事業者（日本航空グループに属する6社）において、割引運賃の適用が拡大したことに伴い、「身体障害者航空旅客運賃の割引について」（平成14年10月16日社援発第1016008号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「知的障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成3年9月24日児発第812号厚生省児童家庭局長通知）を廃止し、「障害者に対する航空旅客運賃の割引について」（平成30年9月21日障発0921第8号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、以下「新通知」という。）を発出し、平成30年10月4日から実施される所です。

新通知について各自治体から質問が寄せられたため、別紙のとおり取りまとめ、Q&Aを作成しましたので、参考にしていただき、管内市町村に対して周知徹底を図るとともに、円滑な施行にご協力をお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課企画法令係

電話 03-5253-1111（内3049）

FAX 03-3502-0892

(別紙)

障害者に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大に関するQ&A

問1 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引を適用していた航空運送事業者全てにおいて、割引運賃の適用範囲が拡大するのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日から、割引運賃の適用範囲を拡大するのは、以下の①の日本航空グループに属する6社となります。

① 適用範囲を拡大する事業者	② 適用範囲を拡大しない事業者
<ul style="list-style-type: none">・日本航空(株)・日本トランスオーシャン航空(株)・日本エアコミューター(株)・琉球エアコミューター(株)・(株)ジェイエア・(株)北海道エアシステム	<p><u>全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、スカイマーク(株)、(株)フジドリームエアラインズ、新中央航空(株)、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)、天草エアライン(株)</u></p>

※割引運賃の適用区間は、全て定期航空路線の国内線全区間です。

※ただし、平成31年1月16日から、全日本空輸グループ等の5社(②のうち、下線のある事業者)においても、①の事業者と同様に適用範囲を拡大する予定と聞いておりますので、今後、詳細が分かり次第、各自治体に対して改正通知を发出させていただく予定としております。

問2 平成30年10月4日から、航空旅客運賃の割引の適用範囲はどのようになるのでしょうか。

(回答)

平成30年10月4日からの割引運賃の適用範囲は以下のとおりです。

	①の事業者	②の事業者
第一種身体障害者 第一種知的障害者	本人と介護者一名	本人と介護者一名
第二種身体障害者 第二種知的障害者		本人

問3 新通知を踏まえて、療育手帳に係る事務について、変更する必要があるのでしょうか。

(回答)

療育手帳に係る事務については、「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）等の通知に基づき、各自治体における判断で適切に実施していただいております。

新通知はあくまで、①の日本航空グループに属する6社において、割引運賃の適用範囲が拡大されたことに関する周知であり、証明印の捺印の手続をはじめとして、療育手帳に係る事務を従前のものから変更するものではありません。

■別紙 プレミアム障がい者割引運賃ならびに障がい割引運賃の適用条件(2018年1月16日～2019年3月30日搭乗分)

【2019年1月15日予約受付分まで】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
プレミアム身体障がい者 割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳(第1種または第2種)、 戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けている ご本人と一部の介護者*の方に適用します。 * 第1種身体障がい者...ご本人と介護者1名に適用 第2種身体障がい者...ご本人のみ適用
身体障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	

注1: 予約日を含め3日以内。ただし、搭乗日2日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

【2019年1月16日予約受付分以降】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
プレミアム障がい者 割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳(※1)の交付を受けているご本人と 介護者1名に適用します。
障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	

注1: 予約日を含め3日以内。ただし、搭乗日2日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

※1: 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合はご搭乗いただけません。



JALグループ、国内線運賃の一部変更を届出

2018年9月21日

JALグループは「身体障がい者割引」「身体障がい者特別乗継割引」の一部変更を決定し、本日、国土交通省へ届出しました。

概要は以下のとおりです。

- (1) 予約開始日 : 2018年10月4日受付分以降
※2018年10月3日までの予約受付分については適用となりません
- (2) 対象運賃 : 「身体障がい者割引」「身体障がい者特別乗継割引」
- (3) 変更内容 : ①「精神障害者保健福祉手帳」への適用開始(等級に関わらず、本人および介護者1名まで適用)
②「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳」については、種別に関わらず本人および介護者1名まで適用を拡大

以上

◇下記空港発着路線は、航空券ご購入の際に「旅客施設使用料」を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。

料金額(1区間あたり) ()は小児

羽田:290円(140円)、成田:440円(220円)、伊丹:260円(130円)、関西:430円(220円)、
新千歳:270円(140円)、仙台:230円(120円)、中部:310円(150円)、北九州100円(50円)



運賃適用条件の一部変更について

株式会社ソラシドエア(本社:宮崎県宮崎市 代表取締役社長:高橋 宏輔)は、「身体障がい者割引」運賃の適用条件の一部変更を行います。

■「身体障がい者割引」運賃の適用条件変更

(1) 適用開始日

2019 年 1 月 16 日(水)以降のご予約受付およびご購入分(予定)

(2) 対象期間

2019 年 1 月 16 日(水)以降のご搭乗分(予定)

(3) 変更内容

① 運賃名称の変更

現在 「身体障がい者割引」

↓

変更後 「障がい者割引」

② 対象者の拡大

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方に
加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方に適用します。

※ 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

③ 介護者について

手帳区分にかかわらずご本人および同一便にご搭乗される介護者の方(お一人様まで)が
ご利用いただけます。

◇ソラシドエア ホームページ: www.solaseedair.jp

◇ソラシドエア 予約・案内センター: 0570-037-283 (年中無休 6:30~22:00)

Number:18K045

2018年9月21日

2018年度下期ご搭乗分の国内線運賃適用条件の一部変更について

株式会社スターフライヤーは、2018年度下期ご搭乗分の国内線運賃について、適用条件の一部を変更いたします。概要は、以下のとおりです。

<「身体障がい者割引運賃」の適用条件変更>

■適用開始日 : 2019年1月16日(水)以降の予約受付および購入分(予定)

■対象期間 : 2019年1月16日(水)以降の搭乗分(予定)

■変更内容:

① 運賃名称の変更

[現在] 身体障がい者割引運賃 ⇒ [変更後] 障がい者割引運賃

② 適用対象者について

身体障害者手帳(第1種または第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方に加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

③ 介護者について

手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される介護者の方(お一人様まで)がご利用いただけます。

■問合せ先■

株式会社スターフライヤー(証券コード 9206) 経営戦略部 広報担当 TEL: 093-555-4520
スターフライヤー公式ホームページ: <https://www.starflyer.jp/>

■別紙 障がい割引運賃の適用条件(2018年10月28日～2019年3月30日搭乗分)
 【2018年10月28日から2019年1月15日搭乗分まで】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
身体障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳(第1種または第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の交付を受けているご本人と一部の介護者*の方に適用します。 * 第1種身体障がい者...ご本人と介護者1名に適用 第2種身体障がい者...ご本人のみ適用

注1: 予約日を含め4日以内。ただし、搭乗日3日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

【2019年1月16日予約・販売・搭乗分～2019年3月30日搭乗分】

運賃名称	予約期限	お支払い 期限	有効期間	予約変更	適用不可 期間	その他
障がい者割引運賃	当日迄	(注1)	1年間	可	なし	満12歳以上で、身体障害者手帳(第1種または第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)、精神障害者保健福祉手帳(※1)の交付を受けているご本人と介護者1名に適用します。

注1: 予約日を含め4日以内。ただし、搭乗日3日前以降は搭乗予定時刻の20分前まで。

※1: 顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。



第18-051号

2018年9月21日

2018年度下期ご搭乗分の 国内線運賃適用条件の一部変更について

ANAは、2018年度下期ご搭乗分の国内線運賃について、適用条件の一部変更を行います。
概要は、以下のとおりです。

「プレミアム身体障がい者割引運賃」および「身体障がい者割引運賃」の適用条件変更

- (1)適用開始日:2019年1月16日(水)以降の予約受付および購入分(予定)
- (2)対象期間 :2019年1月16日(水)以降の搭乗分(予定)
- (3)変更内容 :

①運賃名称の変更

現在

変更後

「プレミアム身体障がい者割引運賃」 → 「プレミアム障がい者割引運賃」

「身体障がい者割引運賃」 → 「障がい者割引運賃」

②適用対象者について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または療育手帳の交付を受けている満12歳以上の方に
加え、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保健福祉手帳が必要です。また、ご搭乗日当日に手帳の有効
期間が満了している場合にはご搭乗いただけません。

③介護者について

手帳区分にかかわらずご本人および同一便に搭乗される介護者の方(お一人様まで)がご
利用いただけます。

以上

■添付

別紙 プレミアム障がい割引運賃、障がい割引運賃の適用条件(2018年10月28日~2019年3月30日搭乗分)



2018年9月21日
株式会社AIRDO

2018年度下期ご搭乗分運賃の適用条件等の一部変更について ～「身体障がい者割引運賃」の名称を変更し、対象となるお客様を拡大します～

株式会社AIRDO(以下:エア・ドウ)は、2018年度下期ご搭乗分の各種運賃のうち、一部の運賃について適用条件等を変更いたします。

今般の変更におきましては、「身体障がい者割引運賃」の名称を「障がい者割引運賃」に変更するとともに、適用条件を見直し、対象となるお客様を拡大いたします。

なお、各種変更につきましては、2019年1月末からの適用開始に向けて準備を進めており、具体的な適用開始日が決まった際には、あらためてご案内いたします。

記

1. 対象となる運賃について

「身体障がい者割引運賃」

2. 変更内容

(1) 運賃名称の変更 【現在】「身体障がい者割引運賃」 → 【変更後】「障がい者割引運賃」

(2) 適用条件の変更

①適用対象者について : 身体障害者手帳(第1種、第2種)、戦傷病者手帳または療育手帳(航空割引印あり)の公布を受けている方に加え、精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方に適用します。

※顔写真付きの精神障害者保険福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合には、ご搭乗いただけません。

②介護者について : 手帳区分にかかわらずご本人と同一便に搭乗される介護者の方(お一人様まで)がご利用いただけます。

3. 適用開始日について

2019年1月末(予定) ※決まり次第、あらためてご案内いたします

4. 運賃適用条件詳細

運賃適用	概要	予約 期間	予約 変更	航空券の 有効期間	運賃額 の制限
【変更前】					
身体障がい者割引運賃	以下に該当する方がご利用いただけます。 ●身体障害者(第1種)手帳の交付を受けているご本人と同行される介護者の方1名 ●身体障害者(第2種)手帳の交付を受けているご本人 ●戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人・介護者」の証明印があるご本人と同行される介護者の方1名 ●戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引、本人」の証明印があるご本人 ※購入時(または搭乗手続き時)に当該の手帳(原本)をご提示ください。	当日	○	1年間	無
【変更後】					
障がい者割引運賃	以下に該当する方がご利用いただけます。 ●身体障害者手帳(第1種、第2種)の交付を受けているご本人と同行される介護者の方1名 ●戦傷病者手帳・療育手帳に「航空割引」の証明印があるご本人と同行される介護者の方1名 ●精神障害者保険福祉手帳(注1)の交付を受けているご本人と同行される介護者の方1名 ※購入時(または搭乗手続き時)に当該の手帳(原本)をご提示ください。	当日	○	1年間	無

(注1) 顔写真付きの精神障害者保険福祉手帳をご用意ください。また、ご搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合にはご搭乗いただけません。

東京国際(羽田)空港、札幌(新千歳)空港、名古屋(中部)空港、仙台空港発着路線は運賃額に加え、「旅客施設使用料(<https://www.airdo.jp/plan/fare/pfc/>)を航空運賃とともに空港ビル会社に代わって申し受けます。その他の詳細は、弊社 Web サイト、サービスガイド、予約・案内センターなどでご確認ください。

以上

【参考資料】障害者等に対する航空旅客運賃の割引の適用拡大の概要

(9月21日航空会社においてプレスリリース)

	現行	適用拡大後	適用予定時期
精神障害者	—	全ての 「本人・介護人」 に適用	日本航空グループ 2018年10月4日予約受付分～ 全日本空輸グループ等 2019年1月16日予約受付分～
身体障害者 知的障害者	障害の程度に応じ、 「本人・介護人」又は 「本人」の区分あり		

※日本航空グループ：日本航空、日本トランスオーシャン航空、日本エアコミューター、琉球エアーコミューター、ジェイエア、北海道エアシステム

全日本空輸グループ等：全日本空輸、ANAウイングス、AIRDO、ソラシドエア、スターフライヤー

※現在、障害者等に対する航空旅客運賃の割引を実施している他の航空運送事業者については、今回の日本航空等における適用拡大にならうかどうかを検討中。

※全日本空輸グループ等においても、1月16日から、日本航空グループと同様の制度変更を行う予定です。航空事業者において明確な決定があり次第、各自治体に対して変更を踏まえた改正通知を发出させていただく予定としております。